

令和4年度第1回さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日 時 令和4年7月7日（木） 10時30分～11時25分
- 2 会 場 本庁舎2階 特別会議室
- 3 出席者 （委 員） 水谷委員長、高重委員、清水委員、長岡委員、細沼委員、
永島委員、今野委員
（所管課） 障害政策課
（事務局） 健康増進課
- 4 欠席者 なし
- 5 諮問内容と答申結果
選考方法案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
槻の木・槻の木第2やまぶき	2	障害福祉サービス事業所	非公募	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日

6 議事要旨

(1) 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理者を指名した。

【結果】

委員長には、法律的知識があり、客観的な立場からまとめていただける方として、水谷委員が選任された。委員長職務代理者には、財務諸表に精通し、同じく客観的な立場からまとめていただける方として、水谷委員長から高重委員が指名された。

(2) 槻の木・槻の木第2やまぶき

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

2施設一括

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

・施設所在地 さいたま市岩槻区大字黒谷1135番地2 外

- ・規模 延床面積 879.6 m²
鉄筋コンクリート造 2階建て 外
- ・主な施設 厨房、食堂、会議室、相談室、医務室、事務室、作業室 外
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設管理に関する業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - ◇その他の業務
- ③ 指定期間
令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
- ④ 募集方法
非公募
- ⑤ 管理経費等
 - ・指定管理料等積算額は2年間で204,156千円
 - ・利用料金制あり
- ⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）
 - ・事務所の所在地が埼玉県内にあること
 - ・下記に掲げる障害福祉サービス事業について5年以上の業務実績のあること
※障害福祉サービス事業
 - ①生活介護、②就労移行支援事業、③就労継続支援B型事業
 - ・特定相談支援、障害児相談支援事業について、業務実績のあること
- ⑦ 評価項目
利用者やその家族及び地域との信頼関係に基づいた支援が必要なことから、指定管理者の適性、サービス向上に向けた取組みを重視する。

【質疑等】

Q 募集方法を非公募とし、指定期間を2年にすることが前回からの変更点としてあげられたが、資料7の選定基準についても前回公募から変更しているのか。

A 選定基準については、前回募集時から特に変更していない。

Q 障害者施策については、地域との共生が重要になってくるが、対象の施設周辺地域では、利用者やその家族の高齢化が進んでいる。次回からは、そうした地域の特性を踏まえた観点も、選定の基準として設けてはどうか。

A 検討する。

Q 指定管理期間を2年間としたこと理由についての説明の中で、就労移行支援事業の在り方を検討していくという内容があったが、何故事業の検討を行わなければならないのか。

A 対象施設で実施している就労支援事業については定員6名で実施しているが、ほとんど利用がない状況にある。また、施設のある岩槻区においては、民間で就労支援事業を実施している事業者がないため、市で所管している施設で利用率が低いことを理由に事業を廃止してしまうと、地域で就労支援を担う施設がなくなってしまう。こうした背景を踏まえ、利用率が低い事業を公の施設で実施していく必要性があるのかを検討していきたいと考えている。

Q 事業の利用率が低いことの理由の1つとして、施設へのアクセスの悪さが考えられるが、送迎のキャパシティや利用率を向上させる取り組みを検討してはどうか。

A 今回の指定管理期間終了後、その点も検討させていただく。

Q 資料8「指定管理料等」のうち収入の欄にある「その他」の部分についてだが、令和2年から令和4年度までの平均額と比較すると、今回の金額が大きく低下していることについて、何か理由はあるのか。

A 現指定管理者のさいたま市社会福祉事業団では、令和2年度～4年度において人件費の積立金を取り崩して収入にあてていたが、その繰入れが反映されていないため、金額が大きく低下しているものである。

Q 募集方法を非公募とする理由について「採算性及び安定的な施設運営について将来的に保障がないため、現行管理者以外が応募してくる可能性が極めて低いこと」としているが、原則は公募となっている中で、可能性が低いことを理由として非公募とするには理由が不十分であると考えられるがどうか。

A 口頭では説明させていただいたが、上記の理由に加えて、2年間という比較的短い指定管理期間で管理者が変わってしまうと、これまで築いてきた利用者と事業者の関係性がなくなり、利用者にとって不利益が生じる可能性があることから、非公募とするものである。

【結果】

次の修正を加えたうえで、さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考える。

<修正部分>

「選考方法案」において、募集方法を非公募としたことの理由が「現指定管理者以外の事業者が応募してくる可能性が極めて低いこと」とされているが、さいたま市の指定管理者事務処理マニュアルにおいて募集方法は原則公募と定められており、所管課が提案した理由だけでは不十分であると考えられる。そのため、当該施設については2年間という短い指定管理期間であること及び今後事業廃止も含め検討されていることから、「利用者や周辺地域との信頼関係や支援の継続性の確保の観点から、今回に限り、現在の指定管理者が継

続することが最も望ましいと判断したため、非公募とする」という趣旨を理由に加えること。

以上